

## ◆ 登録手続き

### ● 本人が登録申請する場合

#### 【基本的な登録方法（市役所に2回来庁する必要があります）】

- 一回目：本人が登録する印鑑を持参し印鑑登録申請書を記入  
提出した後、市役所より照会書を本人の住所地へ郵送されます
- 二回目：本人が署名・押印した照会書、登録する印鑑、保険証等の本人確認書類を持参

#### 【例外的な登録方法（即日登録できます）】

- ① 《顔写真入り身分証明書を持参》  
登録する本人が、運転免許証など官公署発行の顔写真付き身分証明書を提示し  
登録申請
  
- ② 《保証人を付ける》  
登録する本人が、すでに本市で印鑑登録している者（保証人）から、登録申請者が  
本人であることを保証された書面（保証書）を添付して登録申請

※保証人は、印鑑登録証、登録印、本人確認書類（運転免許証、保険証等）を持参し、同行することが必要です。（保証書は登録申請書の様式内にあります）

## ●代理人が登録申請する場合（市役所に2回来庁する必要があります）

印鑑登録は本人が直接申請することが原則ですが、疾病その他止むを得ない事由のみ代理登録が認められます。

### 【代理人申請の流れ】

